

## 法改正情報

平成30年5月16日現在

### 新版 デュープロセス 8 憲法 第3版

4018

「民法の一部を改正する法律」(平成28年6月7日施行)および「公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成28年6月19日施行)により、本書の下記の部分が変更となります。

① 76ページの最後の行～77ページの8行目を次のように変更します。

(イ) 再婚禁止期間

平成28年6月1日の民法の一部改正前(改正法は、同月7日に施行)の同法733条1項は、「女は、前婚の解消または取消しの日から6か月を経過した後でなければ、再婚をすることができない」と規定していたが、同規定について、当初最高裁(最判平7.12.5)は、違憲ではないとする立場をとっていたが、その後判例を変更し、改正前の同項が定める6か月(180日)の再婚禁止期間のうち100日を超える部分を違憲とした(最判平27.12.16)。

② 168ページの下から4行目の「年齢満20年以上の者」を「年齢満18年以上の者」とする。

③ 181ページの10行目の「日本国民で年齢満20歳以上の者は、」を「日本国民で年齢満18歳以上の者は、」とする。

④ 181ページの13・14行目の「なお、成年被後見人、禁錮以上の刑に」を「なお、禁錮以上の刑に」とする。

以上